

第43号議案

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月2日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員及び設備等に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第85条第3項，第86条，第193条第10項，第194条第2項及び第195条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に，「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に，「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に，「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第8条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り，同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え，「併設されている」を「ある」に改め，同項第5号中「第84条第6項第1号」を「第84条第6項」に改め，同項第6号中「第84条第6項第2号」を「第84条第6項」に改め，同項第7号中「第84条第6項第3号」を「第84条第6項」に改め，同条第12項中「第60条第1項第1号イ」を「第60条第4項」に改める。

第25条第2項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第34条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「，指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に，「定期巡回サービス，随時対応サ

ービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第62条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第65条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第67条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第80条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第81条第2項第5号中「次条において準用する第42条第2項」を「前条第2項」に改める。

第82条中「，第42条」を削る。

第84条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは，」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第84条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄」に改める。

第85条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「，同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同

項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第87条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員,」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第93条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第108条中「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

第115条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第123条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第137条を次のように改める。

第137条 削除

第150条第2項第9号を削る。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「, 指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項, 第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号に

において同じ。)」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第178条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

第182条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指

定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第196条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第197条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第202条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介

護の」に改め、同条第2項中「手当て」を「手当」に改める。

第203条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第153条第13項の規定は、なおその効力を有する。

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員及び設備等に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数（第8条関係）

午後6時から午前8時までの間において，オペレーターとして充てることができる職員の範囲を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一敷地内にある施設等（現行は，併設されている施設等）の職員とする。

※ オペレーターとは，随時対応サービスとして，利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針（第25条関係）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，自らその提供するサービスの質の評価を行い，定期的な外部の者による評価は受けないこととする。

(2) 認知症対応型通所介護

ア 設備及び備品等（第65条関係）

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して，夜間及び深夜に介護保険制度外のサービスを提供する事業者は，当該サービスの内容をサービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

イ 利用定員等（第67条関係）

共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員については，共同生活住居（ユニット）ごと（現行は，事業所ごと）に1日当たり3人以下とする。

ウ 事故発生時の対応（第80条の2関係）

- (ア) 指定認知症対応型通所介護事業者は、そのサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととする。
- (イ) 指定認知症対応型通所介護事業者は、(ア)の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならないこととする。
- (ウ) 指定認知症対応型通所介護事業者は、そのサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。
- (エ) 指定認知症対応型通所介護事業者は、介護保険制度外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(ア)及び(イ)に準じた必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 小規模多機能型居宅介護

ア 従業者の員数等（第84条関係）

- (ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師は、同一敷地内にある施設等（現行は、併設する施設等）の職務に従事することができることとする。
- (イ) (ア)の看護師又は准看護師が兼務可能な施設等の種別に、指定居宅サービス事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を加えることとする。

イ 管理者（第85条関係）

指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、当該事業所の管理上支障がない場合に兼務できる職務として、介護予防・日常生活支援総合事業を加えることとする。

ウ 登録定員及び利用定員（第87条関係）

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、登録定員を29人（現行は25人）以下とし、通いサービスに係る利用定員（1日当たりの利用者数の上限）を次の範囲内で定めるものとする。

改正案		現 行	
登録定員	利用定員	登録定員	利用定員
25人以下	登録定員の2分の1から15人（サテライト型は12人）まで	25人以下	登録定員の2分の1から15人（サテライト型は12人）まで
26人又は27人	16人		
28人	17人		
29人	18人		

エ 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（第93条関係）

(1)イに同じ。

(4) 認知症対応型共同生活介護

設備に関する基準（第115条関係）

指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の数について、原則では1又は2であるところを、当該事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により、当該事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居（ユニット）の数を3とすることができるものとする。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設

ア 従業者の員数（第153条関係）

(ア) サテライト型居住施設において本体施設として認められるものに、指定地域密着型介護老人福祉施設を加えることとする。

(イ) サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合において、本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設における医師及び介護支援専門員の数は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならないこととする。

イ 設備に関する基準（第154条関係）

サテライト型居住施設において本体施設として認められるものに、指定地域密着型介護老人福祉施設を加えることとする。

- (6) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
設備に関する基準（第182条関係）
(5)イに同じ。

- (7) 看護小規模多機能型居宅介護
 - ア サービスの名称を「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。
 - イ 登録定員及び利用定員（第196条関係）
(3)ウに同じ。
 - ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（第198条関係）
(1)イに同じ。

- (8) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 施行期日
平成27年4月1日
- (2) 経過措置
 - ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターとして充てることができる者に、介護予防訪問介護のサービス提供責任者を含めることができることとする。
 - イ 指定介護予防通所介護事業所が、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている場合においても、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができることとする。

参 照 2 (第 4 3 号議案及び第 4 4 号議案)

介護保険法抜粋 (平成 2 7 年 4 月 1 日施行)

(地域支援事業)

第 1 1 5 条の 4 5 市町村は、被保険者 (当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第 3 項第 3 号及び第 1 1 5 条の 4 9 を除き、以下この章において同じ。) の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業 (以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。) を行うものとする。

(1) 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者 (以下「居宅要支援被保険者等」という。) に対して、次に掲げる事業を行う事業 (以下「第 1 号事業」という。)

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業 (以下この項において「第 1 号訪問事業」という。)

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業 (以下この項において「第 1 号通所事業」という。)

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第 1 号訪問事業若しくは第 1 号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業 (ニにおいて「第 1 号生活支援事業」という。)

ニ 居宅要支援被保険者等 (指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。) の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他

の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）

- (2) 被保険者（第1号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業を除く。）

（第2項から第5項まで省略）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律抜粋（平成27年4月1日施行）

附 則

第11条 第3号施行日の前日（附則第14条第1項の場合にあっては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日）において介護保険法第19条第1項に規定する要支援認定を受けていた被保険者その他の厚生労働省令で定める者に対する第3号新介護保険法の規定による保険給付については、当該要支援認定の有効期間（介護保険法第33条第1項に規定する有効期間をいう。）の末日その他の平成30年3月31日までの間において厚生労働省令で定める日までの間は、第3号新介護保険法第8条の2第1項、第53条第1項及び第2項並びに第54条第3項の規定は適用せず、第3号旧介護保険法第8条の2第1項、第2項及び第7項、第53条第1項及び第2項並びに第54条第3項の規定は、なおその効力を有する。

第14条 第3号施行日前に市町村が第3号新介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第3号施行日から同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあっては、第3号施行日以後第3号施行日から平成29年3月31日までの間において当該市町村（以下この項、次項及び附則第30条において「特定市町村」という。）の当該条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う第3号新介護保険法の規定による地域支援事業については、第3号新介護保険法第115条の45第1項、第11

5条の45の2第2項，第115条の45の3（同条第1項の指定に係る部分を除く。），第115条の45の4，第115条の45の7，第115条の45の8，第115条の46第1項（第1号介護予防支援事業に係る部分に限る。），第115条の47第4項から第7項まで及び第9項，第122条の2，第123条第3項，第124条第3項，第126条第1項，第152条並びに第153条の規定は適用せず，第3号旧介護保険法第115条の45第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。），第2項及び第7項，第115条の47第4項から第7項まで，第122条の2，第123条第3項，第124条第3項，第126条第1項，第152条並びに第153条の規定は，なおその効力を有する。

2 前項の場合において，特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所在する第3号新介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所し，又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第3項に規定する住所地特例適用被保険者を含む。）に対する第3号新介護保険法の規定による保険給付については，当該特定市町村の前項の条例で定める日までの間は，第3号新介護保険法第8条の2第1項，第53条第1項及び第2項並びに第54条第3項の規定は適用せず，第3号旧介護保険法第8条の2第1項，第2項及び第7項，第53条第1項及び第2項並びに第54条第3項の規定は，なおその効力を有する。

（第3項から第5項まで省略）